

5. 2017年度 事業計画について

(1) 2017年度予算の概要

(単位:円)

事業名称	2017年度予算額 (2016年度予算額)	事業概要
地域就労支援コーディネーター 活動推進事業	7,917,000 (7,917,000)	就労困難者等を対象に支援員が一人ひとりの状況に応じた就労支援メニューを提供し、阻害要因を克服することで就労の実現を目指す。
職業能力開発事業	1,331,000 (1,370,000)	就労困難者等のスキルアップを図り、就労への支援を行うことを目的として、各種講座やセミナー等を開催する。
雇用・就労創出事業	310,000 (364,000)	就職面接会、企業啓発セミナー(シンポジウム)等を実施し、就労困難者等の就労機会の拡大を図る。
地域就労支援基本計画推進 にかかる経費	289,000 (248,000)	地域就労支援基本計画の円滑な推進を図るため、関係機関・団体により構成された地域就労支援基本計画推進委員会を運営し、効果的な事業展開を検討する。
合 計	9,847,000 (9,899,000)	

(2) 2017年度事業計画及び年間スケジュールについて

【 地域就労支援基本計画推進にかかる会議開催 】

会議名	目 的	開催予定時期
地域就労支援基本計画 推進委員会	八尾市地域就労支援基本計画の総合的・計画的な推進体制を整備することを目的とする。	7月・2月 (年2回)
相談員連絡会議	地域就労支援センターの相談業務を円滑に実施するため、知識・情報の共有化を図り、コーディネーター相互の協力体制を構築することを目的とする。	第3木曜日
ケース検討会議	地域就労支援事業における就労困難者等の個別ケースについて、関係機関が連携を図り、就労阻害要因の解消に向けた支援策を検討することを目的とする。	随時

【 地域就労支援コーディネーター活動推進事業 】

センター名	相談時間	コーディネーター数
中央地域就労支援センター (ワークサポートセンター内)	月曜～金曜 午前10時～午後6時	非常勤嘱託員 2名
桂地域就労支援センター (桂人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
安中地域就労支援センター (安中人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名

【 職業能力開発事業 】

講座名	内 容	対象者	開催予定時期
個人対応パソコン講座	ワード・エクセルの基本を体系的に学び、事務職として働くための実践力を身につけることを目的とした講座	各支援センターより誘導された就労困難者	6月～3月
介護職員初任者研修	介護施設等での就労に必要な資格を取得するための講座	求職者全般	10月～1月
若年者向け 就職支援セミナー (ワークサポート事業)	履歴書の書き方や面接の受け方、また就職するために必要なビジネスマナー等を学ぶ講座	若年者を中心とした求職者全般	5月・3月 (年2回)

【 雇用・就労創出事業 】

事業名	事業内容	対象者	開催予定時期
障がい者雇用を考える集い	障がい者雇用支援月間の取組みとして、障がい者雇用を促進させるためのシンポジウム等を開催する。	事業所人事担当者 その他関心のある者	9月21日
就職フェアかしわら・やお	八尾市・柏原市内事業所を中心とした就職面接会を実施し、就労の機会を提供する。	求職者全般	10月27日
会社説明会・就職面接会 及び個別職業紹介 (無料職業紹介事業)	八尾市無料職業紹介所及び八尾商工会議所主催の就職面接会等を開催し、市内事業所の人材確保を支援する。 また、就労困難者等に対し、個別に職業紹介を実施する。	就労困難者等を含む 求職者全般	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市説明会・面接会 (5月12日、7月7日、9月8日、12月8日、3月9日) ・ものづくり企業説明会 (9月14日15日) ・介護施設説明会 (10月14日) ・個別職業紹介は随時

(3) 2017年度事業計画(重点)について

第7期実施計画に基づき、次の通り重点施策を展開していきます。

施策番号 36

名 称	就業支援と雇用創出
施策の展開方針 (重点施策)	<p>地域における魅力ある多様な就業機会の創出の重要性に鑑み、「八尾市人口ビジョン・総合戦略」や「女性の職業生活における活躍推進会議」の意見に基づき、積極的な就業支援や雇用創出の取り組みを進めます。とりわけ、女性の就労環境の向上を図るため、事業所向けの各種支援講座等を開催するとともに、女性向けの就労支援冊子を作成し、就労実現と継続に向けた取り組みを進めます。併せて、女性活躍推進員による、女性が働きやすい雇用形態となる求人開拓をさらに進めるとともに、ワークサポートセンターにキッズコーナーを設けるほか、就労に関わる庁内ネットワークを強化することで、無料職業紹介所における女性の再就職支援の充実を図ります。</p>

【事業計画】

(1) コーディネート技量の向上と連絡体制の強化

地域就労支援事業をはじめとする、就労支援にかかる事業の支援担当者のコーディネート技量の向上と連絡体制の強化のため、8月を除く毎月第3木曜日に相談員連絡会議を開催します。各相談員による相談事例の紹介を通じたケーススタディのほか、関係する相談機関の担当者等とそれぞれの事業及び制度の説明や意見交換を行うなど、支援担当者のスキルアップや関係機関との連携強化に向けて取り組みます。

(2) 無料職業紹介事業の機能拡充による、女性の就職・再就職の支援強化

① 女性活躍推進員による求人開拓と、就労支援

- ・女性活躍推進員が、勤務時間や就労日数を選択できる求人や、子どもの急な病気等に対応が可能な求人など、子育て期間中の女性などが働きやすい求人を開拓するとともに、女性への就労相談や職業紹介を行うことで、企業と女性のマッチングに努めます。

② 求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」による情報発信

- ・2016年10月に開設した「八尾市おしごとナビ」により、①で開拓した女性の働きやすい求人の内容や女性活躍の推進に取り組んでいる事業所の魅力などについて情報発信します。
- ・求人事業所及び女性求職者双方に対して、就職面接会の情報などを適宜情報発信します。

(3) 生活困窮者自立支援事業との連携

2017年度から、生活困窮者自立支援事業のうち任意事業として位置づけられている、直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、日常生活自立や社会生活自立及び就労自立を支援するための「就労準備支援事業」を、これまで就労から遠い距離にある就労困難者に対して様々な支援を行い、就労に結び付けてきた実績のあるパーソナル・サポート事業内の社会的居場所事業が担うこととなります。

引き続き、地域就労支援事業をはじめとする就労支援事業と生活困窮者支援を行っている福祉部門や関係機関等との連携も強化し就労支援施策の充実を図ってまいります。

(4) 差別解消に向けた法律の施行についての啓発

2016年(平成28年)に入って、さまざまな差別を解消するための3法律が施行されました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013年(平成25年)6月19日成立、同26日公布。2016年(平成28年)4月1日施行。通称、「障害者差別解消法」)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016年(平成28年)5月24日可決、成立。6月3日施行。通称、「ヘイトスピーチ対策法」)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年(平成28年)12月16日に公布・施行。通称、「部落差別解消法」)です。

より公平で平等な社会となるように施行された法律を、事業者にも周知・啓発することは、公正な採用選考ほか、就労困難者等への就労の実現につながるものと認識しており、事業者に対する法律の周知、啓発を行ってまいります。

(5) 庁舎等の清掃業務における総合評価一般競争入札の施行について

本市が発注する庁舎等清掃業務において、2017年度(平成29年度)より価格及び社会的評価と技術的評価の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札を実施することとなりました。この制度では、社会的評価において「やさしい市役所づくり」の実現を目指した評価項目を採用しております。